

事業承継税制

後 宏治 税理士法人UAP
公認会計士・税理士

● 事業承継税制の見直しのうち実務上特に影響が大きそうなのはどこですか。

使い勝手が悪いとして利用が低迷していた「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 (= 事業承継税制)」についてより一層の普及を図るべく、今回の税制改正により、適用要件の見直しや手続の簡素化など、15項目にも及ぶ大幅な改善が図られました。特に改正要望が強く今後の実務に大きな影響を与えそうな項目は、「雇用確保要件の緩和」でしょう。

● 上記内容や使い勝手について教えてください。

相続後5年間は、相続発生時点の雇用の8割以上を「毎年」維持しないと納税猶予が打ち切られることになっていましたが、要件緩和後は、雇用の8割以上を「5年間平均」で評価することとされました。景気動向が不透明である経済環境の中、多くの中小企業には、業績悪化で人員を2割以上減らさなければならなくなる不確実性や、採用したいときに希望の人材が採用できない不確実性があり、5年間の雇用水準8割維持は大きなリスクとして認識されていました。このため、雇用確保要件は、特例適用の大きな障害となっていたのです。

要望段階では撤廃を求める声もあったのですが、そこまでの緩和とはならず、結局、8割を5年間平均で評価することになりました。今までは、相続発生後5年間、毎年一定の基準日において、一時でも8割を下回ると納税猶予が打ち切れ「納税額+利子税」の納付が必要でしたが、今後は、1~4年目に常時使用従業員数の10割を維持して5年目に1割に落ち込んでも、5年間平均で8割以上の水準となるため、打ち切りにはなりません。つまり、中長期の景気変動によるダメージが大幅に減少し、使

い勝手は非常によくとなると考えられます。

● 債務控除方式の変更について納税猶予税額にどれくらいの影響が出てくるのですか。また利子税の改正の関係はどのように影響しますか。

納税猶予税額は、特例適用を受けない場合の本来の相続税額(ア)から、取得した財産が特例の適用を受ける株式のみであると仮定して計算した相続税(イ)とその株式の20%のみを相続したと仮定して計算した相続税(ウ)の差額を控除した金額 $(= (ア) - \{(イ) - (ウ)\})$ となります。

今までは、後継者が相続した先代経営者の個人債務・葬式費用を(イ)(ウ)の計算上株式評価額から控除したため、猶予税額が少なく算出されてしまう問題点がありましたが、この改正により、債務・葬式費用は株式等以外の相続財産の評価額から控除することとなり、極めて単純化すれば、債務等の承継があっても、(イ)(ウ)の計算で「債務・葬式費用×税率×80%」以上の猶予額が増加し、納税猶予をフルに活用できるようになります。

また、納税猶予打ち切りの際は、猶予税額に加え利子税の支払が必要ですが、改正後は、利子税率が年2.1%から年0.9%に引き下げられ、さらに、承継後5年経過後には、その5年間の利子税が免除されます。

この「利子税負担の軽減」と前述の「雇用確保要件の緩和」により、「納税猶予の打ち切りリスク」が大幅に減少するため、特例適用を前向きに検討する経営者が増加することが見込まれます。その結果、特例適用者がかなり増加すると考えられるのではないのでしょうか。

【参考文献】中小企業庁『平成25年度税制改正について(中小企業・小規模事業者関係税制)』